

第九条 厚生労働大臣は、法第二十二条第一項の規定により機構に特例納付保険料及び延滞金の収納を行わせるに当たり、その旨を公示しなければならない。

機構は、前項の公示があつたときは、遅滞なく、年金事務所の名称及び所在地その他の特例納付保険料及び延滞金の収納に関する必要な事項として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

五
前各号に掲げる場合のほか、特例納付保険料及び延滞金の収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合その他の特例納付保険料及び延滞金の収納職員による収納が適切かつ効果的な場合として厚生労働省令で定められた場合

(公示)

第九条 厚生労働大臣は、法第二十二条第一項の規定により機構に特例納付保険料及び延滞金の収納を行わせるに当たり、その旨を公示しなければならない。

機構は、前項の公示があつたときは、遅滞な

五 秘書処分の例による処分による金銭を取得した場合

四 延滞金の収納を希望した場合
職員が、特例納付保険料及び延滞金を徴収するため法第十六条第一項第三号に掲げる国税書内規三分の一に該当する金額を支拂う場合は、

月一回の定期会員登録料金を徴収する旨の規定により任命された者（以下この号及び次号において「職員」という。）が、特例納付保険料及び延滞金を徴収するため、前二号に規定する納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該職員による特例納付保険料及び

三 法第二十二条第一項において準用する厚生年金保険法第一百条の十一第二項の規定により任命された法第二十二条第一項の収納を行う日本年金機構（以下「機構」という。）の職員（第五号及び第十三条において「収納職員」という。）であつて併せて法第十八条第三条第一項の徵収職員として同条第二項において準用する厚生年金保険法第一百条の六第二項の規定

例納付保険料及び延滞金の納付を日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)第二十九条に規定する年金事務所(次号及び次条第二項において「年金事務所」という。)において行うことの希望する旨の申出があつた場合

二 法第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十五条各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて特例納付保険料納入の告知を受けた納付義務者が特例納付保険料の納付を年金事務所において行うことを希望する旨の申出があつた場合

(機構が行う収納について準用する厚生年金保険法の規定の読み替え)

(帳簿の備付け)
第十三条 機構は

(機構が行う収納について準用する厚生年金保険法の規定の読み替え)
第十一条 法第二十二条第一項の規定により厚生年金保険法第一百条の十一第二項から第六項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(帳簿の備付け)
第十三条 機構は、収納職員による特例納付保険料及び延滞金の収納並びに当該収納をした特例納付保険料及び延滞金の日本銀行への送付に関する帳簿を備え、当該特例納付保険料及び延滞金の収納及び送付に関する事項を記録しなければならない。

二十一条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の児童手当法(次項において「旧児童手当法」という)第二十条の拠出金に関する第三条の規定の適用については、同条第二号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出

(特例納付保険料及び延滞金の収納期限)
第十一條 機構において国の毎会計年度所属の特例納付保険料及び延滞金を収納するのは、翌年度の四月三十日限りとする。
(機構による収納手続)
第十二条 機構は、特例納付保険料及び延滞金につき、法第二十二条第一項の規定による収納を行つたときは、当該特例納付保険料及び延滞金の納付をした者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領取証書を交付しなければならない。この場合において、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該収納を行つた旨を年金特別会計の歳入徴收官に報告しなければならない。
厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(昭和四十六年法律第七十三号) 第二十条の拠出金に関する第三条の規定の適用については、は、同条第二号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による「拠出金」とする。

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律) 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)

び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三条)の規定による「拠出金」とする。

附 則 (平成二十二年一二月二八日政令第三二〇号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

第四条 第五十条の規定による改正後の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令第三条の規定の適用について過措置

は、当分の間、同条第二号中「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料」とあるのは、「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料若しくは雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この号において「平成十九年改正法」という。）第四条の規定による改正前の船員保険法の規定による保険料（平成十九年改正法附則第四十五条の規定により厚生労働大臣が徴収を行うものとされたものに限る。）」とする。

附 則（平成二七年三月三一日政令第七一五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年四月二八日政令第一三三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年三月三一日政令第九二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二三年九月三〇日政令第三〇八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十四年三月三一日政令第一三号抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三一日政令第一一三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月二四日政令第七三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日政令第一六六号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

1　この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。
附 則（平成二七年九月三〇日政令第三四二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。